

四運自公第23号
 一部改正 令和5年5月10日 四運自公第6号
 一部改正 令和5年5月26日 四運自公第9号
 一部改正 令和5年8月10日 四運自公第23号
 一部改正 令和6年1月19日 四運自公第64号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び
 初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月16日付け四運自公第40号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の1.(3)イ①及び⑥に規定する距離について、下記のとおり定めたので公示する。

令和5年3月6日

四国運輸局長 吉元 博文

記

運賃適用地域	初乗距離	営業区域	初乗距離を短縮する場合の距離
香川県香川地区	1.5 km	高松交通圏、東讃交通圏、中讃交通圏、木田郡三木町	加算距離2回分を控除した距離
		綾歌郡綾川町(旧綾上町)、綾歌郡綾川町(旧綾南町)	加算距離1回分を控除した距離
		西讃交通圏	—
香川県小豆島地区	1.5 km	小豆島交通圏、香川郡直島町	—
徳島県市部地区	1.5 km	徳島交通圏、阿南交通圏、鳴門交通圏、小松島市	—
徳島県郡部地区	1.5 km	西部交通圏、海部交通圏、三好交通圏	—
愛媛県東予地区	1.1 km	宇摩交通圏、東予交通圏、今治交通圏、越智島嶼部交通圏、今治市(旧越智郡関前村)、越智郡上島町	—
愛媛県中予地区	1.1 km	松山交通圏、伊予交通圏、上浮穴交通圏、松山市(旧温泉郡中島町)	—
愛媛県南予地区	1.1 km	大洲交通圏、八幡浜交通圏、宇和島	—

		交通圏	
高知県高知市城地区	1.0 km	高知交通圏	—
高知県郡部地区	1.0 km	安芸交通圏、南国交通圏、土佐交通圏、高幡交通圏、幡多交通圏、嶺北交通圏	—

附 則（令和5年3月6日付け四運自公第23号）

1. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月23日付け四運自公第4号）は、令和5年3月5日限りで廃止する。

附 則（令和5年5月10日付け四運自公第6号一部改正）

1. 本件公示は、令和5年6月9日から適用する。

附 則（令和5年5月26日付け四運自公第9号一部改正）

1. 本件公示は、令和5年6月26日から適用する。
ただし、愛媛県東予地区については、令和5年6月9日から適用する。

附 則（令和5年8月10日付け四運自公第23号一部改正）

1. 本件公示は、令和5年9月11日から適用する。

附 則（令和6年1月19日付け四運自公第64号一部改正）

1. 本件公示は、令和6年2月19日から適用する。